

# 謝 金 規 程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）が、事業を遂行するために間欠的、短期的に当該事業に協力するもの（以下「事業協力者」という。）に、その対価としての謝金を支払う場合、この規程に基づいて、謝金を支給することを目的とする。

## (謝金)

第2条 謝金は、当該事業遂行にあたり、定型的な用務を依頼する場合に支払う。

2. 定型的用務とは、資料整理、データ入力、専門知識の提供等をいう。

## (謝金の支給)

第3条 謝金の支払いは、後払いを原則とする。

2. 謝金の単価は、1日10,000円とする。

## (出勤簿)

第4条 事業協力者は、別表に定める出勤簿にその状況を記入・押印し、理事長に提出しなければならない。

## (改 正)

第5条 この規程の改正は、理事会の承認を得なければならない。

## (補 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

この規程は、平成26年8月4日から施行し、平成26年8月5日より適用する。

(平成26年8月4日理事会決定)

## (補則の説明)

### 1. 招聘講演に関する謝金

当該事業遂行にあたり招聘講演を必要とする場合、次に従って講演料を支払うものとする。

- ① 国内からの招聘者には、一講演当たり 100,000 円を支払う。
- ② 外国からの招聘者には、一講演当たり 1,000 ドルを支払う。

### 2. その他